

# 地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

## 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件

最高裁判所第三小法廷 平成29年3月21日判決 平成27年（行ツ）第375号 裁判所ウェブサイト 棄却

一審 大阪地方裁判所 平成25年11月25日判決 平成23年（行ウ）第178号、判例タイムズ1402号69頁、判例時報2216号122頁

二審 大阪高等裁判所 平成27年6月19日判決 平成25年（行コ）第211号、判例地方自治402号45頁、判例時報2280号21頁 行政勝訴

### （要旨）

地方公務員災害補償法第32条第1項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としている。しかし、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差

及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻のおかれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを要件としていないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということはできない。したがって、地方公務員災害補償法第32条第1項ただし書及び附則第7条の2第2項のうち、死亡した職員の夫について、当該職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法第14条第1項に違反するということができないとして、上告を棄却した事例である。

### 〔関連法規〕

地方公務員法災害補償法第32条第1項、附則第7条の2第2項、憲法第14条第1項、第25条

## 判決

### （主 文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

### （理 由）

上告代理人松丸正、同下川和男、同成見暁子の上告理由について

所論は、地方公務員災害補償法の遺族補償年金につき、死亡した職員の妻については、当該妻が一定の年齢に達していることは受給の要件とされていないにもかかわらず、死亡した職員の夫については、当該職員の死亡の当時、当該夫が一定の年齢に達していることを受給の要件とする旨を定めている同法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項の各規定が、憲法14条1項に違反する旨をいう。

しかしながら、地方公務員災害補償法の定める遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を

有する制度というべきところ、その受給の要件を定める地方公務員災害補償法32条1項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としているが、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれてある社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということはできない。したがって、地方公務員災害補償法32条1項ただし書及び附則7条の2第2項のうち、死亡した職員の夫について、当該職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法14条1項に違反するということとはできない。

以上は、最高裁昭和37年（オ）第1472号同39年5月27日大法院判決・民集18巻4号676頁、

最高裁昭和51年（行ツ）第30号同57年7月7日大法院判決・民集36巻7号1235頁の趣旨に徴して明らかである。所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 山崎敏充 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 木内道祥）

### 不動産取得税還付不許可 決定処分取消請求事件

最高裁判所第一小法廷 平成28年12月19日判決 平成28年（行ヒ）第6号 裁判所ウエブサイト、判例地方自治418号24頁  
破棄自判

一審 東京地方裁判所 平成26年11月20日判決 平成25年（行ウ）第705号 判例地方自治400号35頁、

二審 東京高等裁判所 平成27年9月2日判決 平成26年（行コ）488号 判例地方自治418号29頁  
行政勝訴

（要旨）

地方税法第73条の27第1項及び東京都条例第48条の4は、土地の取得に対して課する不動産取得税にかかる徴収金を納付した者は、当該土地に100戸以上の共同住宅を建築したときには、その還付を求めることができると規

定し、合計6棟の建物で、総戸数405戸の共同住宅を建築したことを理由に、この規定に基づき還付請求をしたところ、上告人からこれを還付しないとの決定を受けた被上告人が本件処分の取消しを求めて取消訴訟を提起し、原審で勝訴したのに対し、処分庁である上告人が上告したところ、地方税法施行令附則第6条の17第2項にいう独立区画部分が100戸以上ある共同住宅等に当たるか否かは、1棟の共同住宅等ごとに判断すべきであり、本件各建物は、1棟ごとの独立区画部分が100戸未満であるから、原審判決を破棄し、被上告人請求を棄却するとした事例である。

【関連法規】

地方税法第73条の14  
第1項、第73条の24  
第1項、第73条の27  
第1項、（平成26年改正前）附則第10条の2第2項、同法施行令附則第6条の17第2項、東京都税

条例第48条第1項、  
第48条の4、(平成  
26年改正前) 附則第  
5条の2の7

## 判 決

### 〔主 文〕

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告  
人の負担とする。

### 〔理 由〕

上告代理人橋本勇、同茂木伸仁、  
同黒澤洋介の上告受理申立て理由  
について

1 本件は、土地の取得に対す  
る不動産取得税を納付した被上告  
人が、当該土地に建築された複  
数棟の建物につき同税が減額され  
るべき住宅に該当するとして、そ  
の還付を求める申請をしたこと  
ろ、東京都税総合事務センター  
所長(以下「処分行政庁」という。)

からこれを還付しない旨の処分  
(以下「本件処分」という。)を受  
けたため、上告人を相手に、本件  
処分の取消しを求める事案であ  
る。

### 2 関係法令の定め

(1) 地方税法73条の27第1項  
及び東京都条例(昭和25年東  
京都条例第56号。以下「本件条例」  
という。)48条の4は、土地の取  
得に対して課する不動産取得税に  
係る徴収金を徴収した場合におい  
て、当該不動産取得税について、  
それぞれ同法73条の24第1項1号  
及び本件条例48条1項1号の規定  
の適用があることとなったとき  
は、納税義務者の申請に基づいて、  
当該規定によって減額すべき額に  
相当する税額及びこれに係る徴収  
金を還付する旨を規定する。  
(2) 地方税法73条の24第1項  
1号及び本件条例48条1項1号  
は、土地を取得した日から2年以  
内に当該土地の上に住宅(政令で  
定める住宅に限る。以下「特例適  
用住宅」という。)が新築された  
場合(当該取得をした者が当該土

地を当該特例適用住宅の新築の時  
まで引き続き所有している場合又  
は当該特例適用住宅の新築が当該  
取得をした者から当該土地を取得  
した者により行われる場合に限  
る。)においては、当該土地の取  
得に対して課する不動産取得税  
は、当該税額から150万円(当  
該土地に係る不動産取得税の課税  
標準となるべき価格を当該土地の  
面積の平方メートルで表した数値  
で除して得た額に当該特例適用住  
宅1戸(共同住宅等にあつては、  
居住の用に供するために独立的に  
区画された一の部分で政令で定め  
るもの。なお、共同住宅等とは、  
同法73条の14第1項に規定する共  
同住宅等をいう。)についてその  
床面積の2倍の面積の平方メート  
ルで表した数値(当該数値が  
200を超える場合には200と  
する。)を乗じて得た金額が  
150万円を超えるときは、当該  
乗じて得た金額)に税率を乗じて  
得た額を減額する旨を規定する  
(以下、この規定を「本件減額規定」  
という。)

もつとも、地方税法附則10条の  
2第2項(平成26年法律第4号に  
よる改正前のもの。以下同じ。)  
及び本件条例附則5条の2の7  
(平成26年東京都条例第96号によ  
る改正前のもの)は、土地の取得  
が平成16年4月1日から同26年3  
月31日までの間に行われたときに  
限り、当該土地を取得した日から  
同土地の上に特例適用住宅が新築  
されるまでの期間につき2年以内  
とあるのを3年(土地の取得の日  
から3年以内に特例適用住宅が新  
築されることが困難である場合と  
して政令で定める場合)において  
は、4年)以内とする旨を規定す  
るところ、同法施行令附則6条の  
17第2項は、上記政令で定める場  
合として、(1) 当該特例適用住  
宅が居住の用に供するために独立  
的に区画された部分(以下「独立  
区画部分」という。)が100以  
上ある共同住宅等であつて(以下、  
この要件を「戸数要件」という。)、  
(2) 土地を取得した日から当該  
共同住宅等が新築されるまでの期  
間が3年を超えると見込まれるこ

とについてやむを得ない事情があると道府県（同法1条2項により都を含む。）知事が認めた場合と規定している。

3 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）被上告人は、不動産の売買、仲介及びコンサルティングに関する業務等を目的とする株式会社であり、平成20年3月19日、独立行政法人都市再生機構から原判決別紙1土地目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を買受けた。

被上告人は、平成22年3月9日、A株式会社に対し、本件土地を代金73億円で売却した。

（2）東京都立川都税事務所長は、平成23年5月11日付けで被上告人の本件土地の取得に対する不動産取得税賦課処分をし、被上告人は、同月31日までに、本件土地の取得に対する不動産取得税として7926万6100円を納付した。

（3）A株式会社は、平成24年3月5日、本件土地上に建築され

た原判決別紙2建物目録記載1から6までの各建物（以下「本件各建物」という。）について、それぞれ同年1月30日新築を原因として、表示に関する登記を得た。

本件各建物は、特例適用住宅であって、合計6棟の建物から成り、総戸数は405戸である。各棟はそれぞれ構造的に独立した建物であり、その戸数はいずれも100戸に満たないものであった。

（4）被上告人は、平成24年6月13日、処分行政庁に対し、本件土地の取得に対する不動産取得税の還付を求める旨の申請をした。

これに対し、処分行政庁は、同年8月9日、被上告人に対し、本件条例48条の4の規定に該当しないとして、不動産取得税を還付しない旨の処分（本件処分）をした。

4 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断して、本件処分は違法であり、被上告人の請求を認容すべきものとした。

特例適用住宅の新築に係る不動産取得税の還付の制度は、居住の

用に供せられる部分の床面積に着目して、一定の居住性を備えた住宅の供給を促進することを目的とするところ、この点に関しては取得した土地の上に建築される共同住宅等が1棟で独立区画部分で100以上有する場合と複数棟で合計100以上有する場合とで違いがあるとはいえず、行政機関に対する各種申請手続や近隣住民との調整などに時間を要することも同様である。そして、戸数要件について、1棟の共同住宅等ごとに判断されるべきことは法令の文言上明示されておらず、本件減額規定につき明文の規定なくその制度趣旨に反して制限的に適用するところが正当化されるものではないから、本件減額規定は、複数棟の共同住宅等で合計100以上の独立区画部分がある場合にも適用される。

5 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

（1）地方税法73条の14第1項は、同法施行令附則6条の17第2

項において戸数要件の対象となる共同住宅等につき、「共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅」と規定し、同法73条4号は、住宅につき、「人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分で、政令で定めるもの」と定義しているから、同法施行令附則6条の17第2項の共同住宅等は、家屋に含まれるものと解される。そして、同法73条3号は、家屋につき、「住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。」と定義しているところ、ここでいう建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいい、別段の定めがない限り、1棟の建物を単位として把握されるべきものというべきである。

そうすると、地方税法施行令附則6条の17第2項の共同住宅等に関して定められた戸数要件を充足するか否かの判断においても、別段の定めがない限り、1棟の共同

項において戸数要件の対象となる共同住宅等につき、「共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅」と規定し、同法73条4号は、住宅につき、「人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分で、政令で定めるもの」と定義しているから、同法施行令附則6条の17第2項の共同住宅等は、家屋に含まれるものと解される。そして、同法73条3号は、家屋につき、「住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。」と定義しているところ、ここでいう建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいい、別段の定めがない限り、1棟の建物を単位として把握されるべきものというべきである。

住宅等を単位とすべきであるところ、この点について別異に解すべきことを定めた規定は設けられておらず、複数棟の共同住宅等を合わせて戸数要件を判断することを前提とした規定も存在しないことに照らすと、1棟の共同住宅等ごとに判断することが予定されているといふべきである。

(2) 以上によれば、地方税法施行令附則6条の17第2項にいう独立区画部分が100以上ある共同住宅等に当たるか否かは、1棟の共同住宅等ごとに判断すべきものと解するのが相当である。これを本件についてみると、本件各建物は、1棟ごとの独立区画部分がいずれも100未満であつて戸数要件を満たさないから、本件処分は違法であるとはいえない。

6 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は以上と同旨をいうものとして理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示

したところによれば、被上告人の請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木澤克之 裁判官 櫻井龍子 裁判官 池上政幸 裁判官 大谷直人 裁判官 小池裕)

幸 裁判官 大谷直人 裁判官 小池裕

●第44号 (2016年2月発売) 定価(本体1,150円+税)

### ・特集 地域公共交通の課題と自治体の対応

地域公共交通活性化再生法の一部改正  
地域公共交通をめぐる現状と自治体の役割  
岐阜市地域公共交通網形成計画  
宇都宮市・芳賀町 LRT(次世代型路面電車システム)事業  
北海道帯広市 路線バスの活性化と散居型農村部のための「デマンド」交通を整備  
奈良県公共交通条例  
高松市公共交通利用促進条例～公共交通利用促進に向けた取組～

### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例  
大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例

### ・トピックス

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の解説  
活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律  
地下水汚染等による健康被害を防ぐための条例等の整備

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <http://gyosei.jp>  
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 小冊子

